



Trade Mark

商標

特許業務法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士



当社は不動産会社ですが、広告宣伝用に社名ロゴ（X）を入れたボールペンを作成し、来店客に無償で配布しています。先日、知り合いから当社と同じ商標（X）が「文房具」で登録されていると知らされました。当社のボールペンは配布しないほうがよいでしょうか。

（大分県 Y. F）



### 1. はじめに

何ら権利を有していない第三者が他人の登録商標と同一または類似の商標を指定商品と同一または類似の商品に使用した場合、その行為は他人の商標権を侵害するおそれがあるといえます。

今回、貴社の社名ロゴ（X）と同一の他人の商標がボールペンの上位概念である「文房具」で登録されているのであれば、当該ボールペンの配布行為は、その商標権（以下、本件商標権）の侵害になることもあるため問題となります。以下に検討してみましょう。

### 2. 商標権侵害の有無について

商標法上の商品とは一般的に「独立して商取引の対象となる流通性のある有体財産」とされており、要件として「有償性」「流通性」が必要とされています。そして、宣伝広告を目的として無償配布されるいわゆるノベルティーは、上記「有償性」「流通性」のいずれも満たすものでないため、商標法上の商品とは認められないといえます。

そこで、本件について検討してみると、貴社が配布しているボールペンは無償であって、それ自体が独立して

商取引の目的物となるものとはいえ、貴社の不動産事業に関連する役務に対するの販促を目的とした単なる宣伝広告物であるため、商標法上の商品とはなり得ないと考えられます。

したがって、貴社の社名ロゴ（X）は商品「ボールペン」についてではなく、不動産事業に関連する役務について使用しているといえることからすると、貴社の行為は本件商標権の侵害にはならないでしょう。

### 3. 参考となる裁判例

上記のようにいわゆるノベルティーが商標法上の商品には該当しないという点については、過去の裁判において以下のように判断されています。

#### ■ BOSS事件〔大阪地判昭和62年8月26日（昭和61年（ワ）第7518号）〕

「商標法上商標は商品の標識であるが……、ここにいう商品とは商品それ自体を指し商品の包装や商品に関する広告等は含まない。……ある物品がそれ自体独立の商品であるかそれとも他の商品の包装物又は広告媒体等であるにすぎないか否かは、その物品がそれ自体交換価値を有し独立の商

取引の目的物とされているものであるか否かによって判定すべきものである。……被告は、前記のとおり、BOSS商標をその製造、販売する電子楽器の商標として使用しているものであり、……Tシャツ等は、それ自体が独立の商取引の目的物たる商品ではなく、商品たる電子楽器の単なる広告媒体にすぎないものと認めるのが相当であるところ、本件商標の指定商品が第一七類、被服、布製身回品、寝具類であり、電子楽器が右指定商品又はこれに類似する商品といえないことは明らかであるから、被告の前記行為は原告の本件商標権を侵害するものとはいえない」

### 4. おわりに

以上のようにご質問にある貴社のボールペンの配布行為は、本件商標権の侵害とはならないと考えられますので、中止する必要は特にありません。

ただし、誇大、あるいは虚偽の宣伝と誤解されるような使用方法は別の法律（不当景品類及び不当表示防止法等）の問題になる場合がありますのでその点にご注意ください。